

えびの市立中学校「部活動指導員」人材バンク登録要領

令和 6 年 3 月

えびの市教育委員会

1 趣旨

えびの市立中学校では、部活動の指導体制の充実を図るとともに、部活動を担当する教員の負担軽減を目的にえびの市立中学校「部活動指導員」人材バンク（以下「人材バンク」という。）に登録された者の中から中学校に部活動指導員を配置する。

2 募集職名

部活動指導員

3 募集部活動種目

・サッカー ・軟式野球 ・女子バレーボール ・陸上競技 ・ソフトテニス
・女子バスケットボール ・卓球競技 ・吹奏楽 ・美術

4 募集人数

制限なし

5 年齢

18歳以上の者（学校教育法第1条に規定する高等学校、その他これに類する学校に在学するものを除く）。

6 登録期間

登録日から登録年度の末日とする。

※年度更新については、年度末に確認する。

7 資格・要件

スポーツ・文化・科学に関する部活動に関わる専門的な知識・技能に加え、学校教育に関する十分な理解を有するとともに、次の（1）を満たし、（2）～（8）のうち、いずれかに該当する者

- （1）地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条に掲げる欠格事項に該当しない者
- （2）当該種目等の専門的な知識を持っており、3年以上の経験を有する者
- （3）当該種目等の専門的な知識を持っており、1年以上の生徒への指導経験を有する者
- （4）教員免許を取得しており、当該種目等における生徒への指導経験を有する者
- （5）公認指導者資格（競技団体、文化芸術団体等）を取得しており、当該種目等における生徒への指導経験を有する者

- (6) 学校教育法第1条に規定する学校において部活動の指導経験を有する者
- (7) 学校長が適任であると判断する者
- (8) 文化・社会体育等の関係団体から推薦を受けた者

8 職務内容

- (1) 部活動指導員は次に掲げる部活動に関わる業務を単独で行うことができる。
 - ア 実技指導
 - イ 安全・障害予防に関する知識並びに技能の指導
 - ウ 学校外での活動（大会、練習試合等）の引率
 - エ 用具及び施設の点検並びに管理
 - オ 保護者等への連絡
 - カ 年間指導計画又は月間指導計画の作成
 - キ 生徒指導に係る対応
 - ク 事故が発生した際の現場対応
 - ケ その他部活動の運営に必要と認める事項
- (2) 所属する学校長又は当該部活動の顧問・副顧問と日常的な情報共有を行い、連携を図ることとする。

9 勤務条件等

- (1) 身分
 - えびの市会計年度任用職員
- (2) 任用期間
 - 任用開始日から令和7年3月31日
- (3) 勤務地
 - えびの市立中学校
- (4) 報酬等
 - ア 報酬：時給 1,600 円
 - イ 通勤手当：えびの市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき支給
 - ウ 費用弁償：えびの市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき支給
- (5) 勤務日
 - 部活動の実施日
 - ※原則、平日1日以上、休日1日以上を休暇日とする。
- (6) 勤務時間
 - 年間 440 時間
 - ※原則、平日2時間程度、休日3時間程度とする。大会等の超過分は、別日で振り返ること。

10 登録申込方法

登録方法は次の(1)または(2)の方法により行う。

(1) えびの市立中学校「部活動指導員」人材バンク登録申込書を提出する。

【提出方法】 郵送、持参、FAX

【送付先】 次項「14 問い合わせ先」を確認

(2) 下記の二次元バーコードまたはアドレスからアクセスし、入力する。

【二次元バーコード】



【アドレス】

<https://logoform.jp/f/e5Tfb>

1.1 登録及び活動までの流れ

(1) えびの市立中学校「部活動指導員」人材バンク登録申込書を提出

(2) 人材バンクへの登録完了

(3) 部活動指導員の配置を希望する中学校が市教育委員会に部活動指導員の照会依頼

(4) 人材バンクに登録した者の中から、市教育委員会が該当中学校に紹介

(5) 登録者は、配置予定の中学校長及び関係教職員と面談及び情報交換

(6) 登録者は、活動に向けての研修

(7) 活動開始

1.2 登録変更及び辞退

登録内容の変更、もしくは辞退する場合は、えびの市立中学校「部活動指導員」人材バンク登録内容変更・辞退届を提出する。

【提出方法】 郵送、持参、FAX

【送付先】 次項「14 問い合わせ先」を確認

1.3 その他

(1) 提出された書類等に虚偽があった場合は、登録・採用は無効になる。

(2) 提出書類は、受付後は返却しない。

(3) 収集した個人情報については、登録後に該当中学校に共有するなど人材バンクに係る業務の円滑な遂行のために用い、えびの市教育委員会及びえびの市立中学校で適正に管理する。

1.4 問い合わせ先

〒889-4292

えびの市大字栗下1292番地 えびの市教育委員会 学校教育課

TEL：0984-35-3721（課直通）

FAX：0984-35-2224